

# 品川区いじめ防止対策推進基本方針

平成28年9月

品川区教育委員会

## 1 基本方針の策定

「品川区いじめ防止対策推進基本方針」（以下「基本方針」という。）は、「品川区いじめ防止対策推進条例」（以下、「区条例」という。）第11条の規定により、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）および「東京都いじめ防止対策推進条例」（以下、「都条例」という。）等に基づき、学校におけるいじめ根絶に取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

## 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、区立学校に在籍する児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの禁止

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。また、児童・生徒は、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。以下同じ。）は、いじめを傍観せず、保護者、区立学校の教職員または関係機関等に報告するよう努める。

## 4 いじめ防止への基本的な考え方

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るという認識の下、品川区教育委員会（以下「区教育委員会」という。）および学校は、保護者、地域住民および関係機関等と日頃より連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基本として、次のような取組を推進する。

### （1）いじめを許さない学校づくり

学校は、学年・学級での指導を基盤とし、特に良好な人間関係形成のため、体験学習等の充実や児童会・生徒会等による主体的な取組を推進し、豊かな情操と道徳心を培い、児童・生徒がいじめは決して許されないことを自覚できるよう努める。

### （2）いじめについて相談しやすい体制づくり

学校は、児童・生徒との日頃からのかかわりを大切にするとともに、家庭等との連携を密にすることにより、児童・生徒からの相談を受けやすくしたり、保護者や地域住民および関係機関等からの情報提供を得やすくしたりするよう努める。

### （3）教員の指導力向上

区教育委員会は、いじめに適切に対応できるよう教員の指導力と資質・能力の向上を図るため、研修の充実を図る。学校だけで早期に解決することが難しい場合には、品川学校支援チーム「HEARTS」（以下「HEARTS」という）の派遣などにより、学校を支援する。

#### (4) 学校と保護者の連携

保護者は、児童・生徒がいじめを行うことがないよう、規範意識を養うよう努めるとともに、いじめの情報を得た場合には、学校・関係機関に速やかに連絡・相談するなどして、児童・生徒をいじめから保護し、いじめの防止等の取組に協力するよう努める。

区教育委員会は、いじめ防止対策に協力が得られるよう、保護者を対象とした広報その他の啓発活動を実施する。

### 5 学校における取組

学校は、いじめを防止し、解決するために、以下(1)～(3)の取組を全教職員が共通理解のもとで組織的に推進するとともに、区教育委員会、児童相談所、警察署等の関連機関と連携して取り組む。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「法」、「区条例」、「東京都いじめ防止対策基本方針」および「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の趣旨を踏まえ、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止に努める。

#### (2) 組織的対応の推進

ア 学校は、管理職、学校配置スクールカウンセラー（都費スクールカウンセラー）、巡回相談員（区費スクールカウンセラー）、生活指導主任等を中心とした当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

イ 重大事態が発生した場合には、学校は、「区条例」第21条に基づき、教育委員会に報告するとともに、校内に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

#### (3) いじめの防止等に関する取組

学校は、区教育委員会と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

##### ア いじめの未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成する。
- ・市民科学習等を通じて、人権を尊重する心情を育て、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる。
- ・学校と保護者ならびに保護者同士の緊密な連携・協力を推進するため、家庭訪問や保護者会、学校だより等で、学校がいじめの未然防止に努める姿勢を示し、信頼関係を築く。

##### イ いじめの早期発見

- ・学級の様子と早期のいじめの実態把握を行うために、定期的なアンケートを実施する。
- ・児童・生徒がいじめを訴えやすいよう、校内での相談体制を整備し、保健室や相談室

の利用ができることを周知する。

- ・目安箱等を有効活用して、児童・生徒が直接相談できる窓口について周知する。

#### ウ いじめの早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに報告・連絡・相談を行うとともに、管理職の指示のもと、組織的に対応する。
- ・いじめられた児童・生徒およびいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、いじめた児童・生徒への指導を徹底する。
- ・「HEARTS」等の関係機関との連携をとり、組織的な対応に努める。

#### エ 重大事態への対処

- ・いじめられた児童・生徒の心のケアに努めるとともに、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・重大事態発生について区教育委員会に報告するとともに、「HEARTS」や警察等の関係機関との相談・連携のもとで迅速な対応を心がける。
- ・事実関係を把握するための調査を組織的に行い、区教育委員会による調査に協力する。

## 6 区教育委員会の取組

区教育委員会は、いじめを防止ならびに解決するために、以下の（１）～（３）の施策を推進していく。

### （１）品川区いじめ根絶協議会の設置

区は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止に関係する機関および団体の連携を図るため、学識経験者、地域代表、関係官公署等から構成される「品川区いじめ根絶協議会」を置く。

### （２）品川区いじめ対策委員会の設置

区教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の推進について調査・審議するために、学識経験者、法律、医療、心理、福祉等専門知識を有する者から構成される「品川区いじめ対策委員会」を置く。

### （３）いじめの防止等に関する取組

#### ア 相談体制の整備

児童・生徒・保護者がいじめに関する悩みや不安について、「HEARTS」専用電話、心のフリーダイヤル、電話相談や来所相談のできる教育相談室の利用や「HEARTS」、巡回相談員（区費スクールカウンセラー）および学校配置スクールカウンセラー（都費スクールカウンセラー）が対応するなど、相談できる体制を整える。

また、その他の相談窓口についても、定期的に周知する。

## イ 学校支援の充実

いじめに関する情報を学校と定期的に共有するとともに、必要に応じて、指導主事・「HEARTS」等の専門的知識を有する者を学校に派遣し、いじめの防止等の取組への支援に努める。

## ウ 教員研修の実施

教員がいじめの未然防止・早期発見・早期対応を行うことができるようにするため、生活指導主任研修等、経験や職層に応じた研修を実施するとともに、関連資料の配布等の情報提供を行う。

## エ 保護者との連携

児童・生徒の教育について第一義的な責任をもつ保護者に対して、市民科地区公開講座や土曜授業公開日、保護者会、PTA活動等の機会を活用し、いじめ防止に向けた連携を図る。

## オ 地域との連携

日頃から学校と町会等の地域組織が情報交換等による協力体制を築き、見守りや声かけ等の取組を行うとともに、学校行事や校区教育協働委員会、地域健全育成運営協議会等の機会を活用した連携により、地域とともにある学校づくりを推進する。

## カ 関係機関との連携

児童・生徒の健全育成を推進するため、児童相談所、警視庁、少年センター、すまいるスクール（「全児童放課後等対策事業」）、児童センター、民生・児童委員等の関係機関と様々な機会を活用して情報交換を行い、連携を強化する。

## キ 情報モラル教育の推進

携帯電話やスマートフォン等の利用によるインターネットを媒介としたいじめを防止するため、教員に対して情報モラルに関する研修を行うとともに、児童・生徒や保護者に対して「SNS 家庭ルール」等の作成と活用についての働きかけを推進する。

また、インターネットのもつ利便性と危険性についても正しい認識を共有できるように努める。

## 7 その他

区教育委員会は、この方針に基づくもののほか、必要に応じていじめ防止対策について対応を検討する。